

# 調査対象及び調査事項

## クレジットカード業、割賦金融業について

### 1. 調査対象

**クレジットカード業、割賦金融業の調査対象**は、①クレジットカード業は、自社でチケット又はクレジットカード(提携カードを含む。)を発行し、会員(消費者)が加盟店から商品、サービスを購入する際の信用保証、購入代金の立替払い、会員に対する請求・集金などの業務を行う企業、②割賦金融業は、割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買い取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う企業である。

ただし、次のような業務を行う企業は調査の対象としていない。

- ①百貨店等による自社店舗商品の販売促進(会員収入及び加盟店手数料収入がない)のためのカード発行業務のみを行っている企業
- ②他企業のカードを代行発行、加盟店の管理業務、代金回収のみなど、主としてクレジットカード業の一部業務を受託して行う企業
- ③専ら通信販売、訪問販売、信用保証業務を行う企業及び民間金融機関、消費者金融会社
- ④主として個別信用購入あっせんにより、消費者の商品購入又はサービスの提供における代金を立替え、消費者への請求・集金などの業務を行う企業
- ⑤ファクタリング業務を行う企業

### 2. 調査事項

- (1) **企業数**は、調査結果(令和2年6月1日現在)の母集団数である。
- (2) **経営組織別**は、法律の規定により法人格を認められて事業を経営するもののうち、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社及び合名会社は「会社」、前記以外のものは「会社以外の法人・団体」(外国に本社、本店がある外国の会社を含む。)である。また、「個人経営」は個人で事業を営んでいるものである(個人による共同経営の場合を含む。)。
- (3) **資本金額(又は出資金額)**は、令和2年6月1日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。
- (4) **企業の系統別**の区分は、以下のとおり。
  - ①「銀行系」は、普通銀行、信託銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社などの系列企業のうち、クレジットカード業務を営む企業。
  - ②「信販会社系」は、割賦販売法に基づき登録された割賦購入あっせん業者のうち、「銀行系」、「中小中小商団体」、「百貨店・量販店・流通系」、「その他」に該当する企業を除いたクレジットカード業務を営む企業。
  - ③「中小中小商団体」は、専門店会、商店会などに加盟する団体で、クレジットカード業務を営む企業。
  - ④「百貨店・量販店・流通系」は、百貨店、量販店系列のクレジットカード会社及び、流通業者が自社又は自社の所属する企業グループの販売促進のため設立したクレジットカード会社。
  - ⑤「割賦金融会社」は、割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買い取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う業務を営む企業。
  - ⑥「チケット発行会社」は、チケットを発行し、利用者に代わって利用料金の立替払いを行う業務を営む企業。
  - ⑦「その他」は、上記以外でクレジットカード業を営む企業。
- (5) **従業者数**は、令和2年6月1日現在の数値。
- (6) **従業者数**とは、企業に所属している人で、当該業務(クレジットカード業務、割賦金融業務をいう。)以外の業務の従業者及び別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして別経営の企業で働いている人(送出者)を含み、

別経営の企業から出向・派遣されている人又は下請けとして別経営の企業からきて働いている人(受入者)を含まない。

雇用形態別項目区分は、以下のとおり。

ア 「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)」

a 「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」のうち、個人業主(個人経営の事業主)とは、個人経営の事業主(共同経営者を含む。)で、実際にこの企業の業務に従事している人。無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人。

b 「有給役員」とは、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬や給与の支払いを受けている人。

c 常用雇用者とは、「一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人」で「令和2年6月1日現在も雇用されている人」をいい「正社員・正職員としている人」、「正社員・正職員以外の人(パート・アルバイトなど)」に区分される。

・「正社員、正職員としている人」とは、常用雇用者のうち、正社員・正職員として処遇されている人。一般的には、雇用契約期間に定めがなく(定年制を含む)、1週間の所定労働時間で働いている人。

・「正社員・正職員以外の人(パート・アルバイトなど)」とは、「正社員・正職員としている人」以外で「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人(契約社員も含む)。

・「就業時間換算雇用者数」とは、「正社員・正職員以外の人(パート・アルバイトなど)」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数。

d 「臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人、又は日々雇用されている人。

イ 「総計のうち別経営の企業に派遣している人」とは、企業の従業者(2.(5))のうち、別経営の企業に出向・派遣している人又は下請けとして別経営の企業で働いている人。

②「総計のほかに別経営の企業から派遣されている人」とは、当該企業に別経営の企業から出向・派遣されている人又は、下請けとして別経営の企業からきて働いている人。

(6) 事業従事者数は、令和2年6月1日現在の数値。

① 事業従事者数とは、企業の従業者(2.(5))から「別経営の企業に派遣している人」を除き、「別経営の企業から派遣されている人」を含めた人数の計。

② クレジットカード業務の事業従事者数は、クレジットカード業務、割賦金融業務に従事する、下記のような事業従事者数をいう。

ア 「管理・営業部門」:一般に総務、企画、人事、経理、予算及び、営業などの業務に従事する人(有給役員のうち、クレジットカード業務、割賦金融業務を担当する役員はここに含む)。

イ 「顧客・加盟店管理部門」:会員・加盟店情報についてのデータ管理などの業務に従事する人。

ウ 「審査部門」:新規クレジットカード会員の申込情報の審査、クレジットカード発行の可否、クレジットカード利用限度額の決定などの業務に従事する人。

エ 「その他」:上記以外の業務に従事する人。

(7) 年間売上高(年間取扱高)は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た企業全体の取扱高(顧客に対する信用供与額及びそれに伴う手数料収入等の収入金額)及び業務別(「クレジットカード業務、割賦金融業務」及びその他の業務)の取扱高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めた金額。したがって、当該年間売上高(年間取扱高)には、営業として行っていない資産運用や資産売却による収入は含まない。

(8) **業務種類別**の区分は、以下のとおり。

〈クレジットカード業務、割賦金融業務〉

- ①「**販売信用業務**」とは、自社クレジットカードによる、商品の販売及びサービスの提供の際の支払い繰延べに与える信用業務(販売信用業務)による年間売上高(年間取扱高)。
  - ②「**消費者金融業務**」とは、自社クレジットカードによるカード会員に対する金銭の貸付業務(消費者金融業務)による年間取扱高(年間取扱高)(貸出金額、手数料、金利額の合計)。
  - ③「**割賦金融業務**」とは、割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う業務による年間売上高(年間取扱高)。なお、個別信用購入あつせん業務等は該当しない。
- (9) **営業収入額**は、平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た企業全体のクレジットカード業務による営業収入(「**会員の入会金及び会費収入**」、「**販売信用業務による会員からの手数料収入**」、「**消費者金融業務による会員からの金利収入**」、「**加盟店からの手数料収入**」)及び、割賦金融業務による営業収入。なお、「**販売信用業務による会員からの手数料収入**」、「**消費者金融業務による会員からの金利収入**」については、リボルビング方式<sup>注</sup>による収入を内数で記載。

注:リボルビング方式とは、商品・サービス代金の合計額を基礎として、予め定められた方法により算定して得た額を、予め定められた時期ごとに受領する方式のこと。

(10) **自社クレジットカードによる販売信用業務における産業別信用供与額**は、自社カードによる販売信用業務(クレジットカードを利用した商品購入及びサービス提供)による年間取扱高の産業別内訳額。

(11) **自社クレジットカードの産業別自社開拓加盟店数**は、自社クレジットカードによる販売信用業務において、自社クレジットカードの利用が可能な店舗のうち、令和元年 12 月 31 日現在又はこれに最も近い決算日における直接契約している加盟店店舗数の産業別内訳数。

〈産業別信用供与額及び産業別自社開拓加盟店数の産業区分〉

- ①「**百貨店、総合スーパー**」とは、衣、食、住にわたる各種商品を販売し、取扱商品のいずれが主たる販売商品か判別出来ない事業所であって、常時 50 人以上の従業者を有する事業所。
  - ②「**その他の小売店**」とは、「百貨店、総合スーパー」以外の小売商店で、衣、食、住の各種商品を小売りする事業所。
  - ③「**飲食店**」とは、食堂、レストラン、そば・うどん店、寿司屋、喫茶店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホールなどの、主として注文により直ちにその場で飲食させる事業所。
  - ④「**旅館・ホテル**」とは、主として宿泊又は宿泊と食事を一般公衆に提供する事業所。
  - ⑤「**その他**」とは、娯楽業、運輸業、不動産業など上記以外の産業の事業所。また、海外の事業所を含む。
- (12) **取扱残高(債権額)**は、令和元年 12 月 31 日現在又は調査日に最も近い決算日における、クレジットカード業務による「**販売信用業務**」、「**消費者金融業務**」及び、「**割賦金融業務**」における取扱残高(債権額)。
- (13) **クレジット会員数(契約数)**は、クレジットカードの会員契約を行っている自社カードの有効契約数で、発行枚数から契約会員に附帯する家族会員カード発行枚数を除いた法人会員、個人会員別の数。
- ①「**会員総数**」は、令和元年 12 月 31 日現在又は調査日に最も近い決算日での会員総数。
  - ②「**うち この 1 年間に加入した会員数**」は、平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に、新たに自社カードの契約を行った数。
  - ③「**この 1 年間に脱会した会員数**」は、平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に、クレジットカードの会員契約を解約した数。ただし、既存会員の家族会員カードのみの解約は除く。
- (14) **年会費別のクレジットカード発行種類数及び発行枚数**は、令和元年 12 月 31 日現在又は調査日に最も近い決算日での、年会費区分別(無料<sup>注</sup>、5,000 円未満、5,000 円以上)の個人会員(家族会員を含む。)向けクレジットカードの種類及び発行枚数。

注:年会費無料のカードは、初年度のみ無料や利用状況により無料にするカードを除いた、永年無料のクレジットカード。

- (15) **クレジットカード発行枚数**は、令和元年 12 月 31 日現在又は調査日に最も近い決算日での自社カードの有効発行枚数で、発行枚数から退会者、有効期限が切れたのち更新を行っていないカードを除いた、個人会員(家族会員を含む。)カード、法人会員カードの枚数。
- ①「うち **提携カード発行枚数**」とは、自社カードのうち、他の商業企業等と提携した提携カードの有効発行枚数。
- ②「うち **IC カード**」とは、自社カードの発行枚数に対する、IC カード(IC チップ(Integrated Circuit:集積回路)を搭載したクレジットカード)の枚数及び割合。
- (16) **産業別提携先企業**は、自社において発行している提携カードの提携先企業数の産業別内訳。